

議第64号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

令和5年5月17日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事件の種類	持分全部移転登記手続の請求
事件の内容	<p>本市は、 の土地 (49.85 平方メートル。以下「本件土地 1」という。) を含む市有地上に一般市道西ノ京経54号線を整備し、当該市道の供用を開始した昭和58年1月25日から現在に至るまで、所有の意思をもって本件土地 1 を占有している。</p> <p>また、本市は、 の土地 (42.97平方メートル。以下「本件土地 2」という。) を含む市有地上に壬生東市営住宅第3棟を昭和44年12月1日に建築し、同日から現在に至るまで、所有の意思をもって本件土地 2 を占有している。</p> <p>しかし、本件土地 1 及び本件土地 2 の登記簿上の所有者は、 (本件土地 1 の登記簿上は と記載されているが、戸籍上の氏名は である。) となっている。</p> <p>は既に死亡していることから、本市は、同人の相続人の一人である相手方に対し、本市への持分全部移転登記の手続に必要な書類の提出を求めたが、相手方は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、本市は、相手方に対し、時効取得を原因とする本件土地 1 及び本件土地 2 の持分全部移転登記手続を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。